(1) 「富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係条例について所要の改正を行います。

詳細につきましては、施行後の条例および国資料をご確認ください。

条例木数・10 木 【施行日・R6 4 1 (一部除く)】

| 条例本数:10 本 | | 【施行日:R6.4.1(一部除く)】 |
|-----------|---|--|
| No. | 条例の名称 | 主な改正の概要 |
| 1 | 富一人に 富一人に 声指定 一人員、 一人員、 一人員、 一人員、 一人員、 一人員、 一人員、 一人。 一人。 一人。 一人。 一人。 一人。 一人。 一人。 | (1) 訪問リハビリテーションア 人院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化イ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定 (2) 居宅療養管理指導 ア 高齢者虐待防止のための取組義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 イ 感染症や非常災害の発生時の業務総に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練の実施等の義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 (3) 通所リハビリテーションア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化イ みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和 (4) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (5) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案 イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化ウモニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認力選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認力選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス (6) 特定施設入居者生活介護ア 口腔衛生管理の強化【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 イ 協力医療機関との連携体制の構築ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(7) 短期入所系サービス・居住系サービス共通ア 利用者の安全並びに介護サービス共通ア 利用者の安全並びに介護サービス共通ア 利用者の安全がでに介護サービス共通 「書面掲示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化ウ 身体的拘束等の適正化のための措置 (委員会の設置、指針の整備、研修の実施)の義務付け (短期入所系サービス)【令和7年3月31日までの経過措置あり。】 |

| 2 | 富者業運等を定める条例を事び準 | (イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売) ※ただし、(1)、(3)、(8) イのうち指定訪問看護に係る改正規定並びに(8) ウ(イ)のうち指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日施行、(8) アは令和7年4月1日施行。 (1) 看護小規模多機能型居宅介護アサービス内容の明確化 (2) 地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護ア協力医療機関との連携体制の構築イ新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(3) 地域密着型特定施設入所者生活介護ア 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付けイユニットケアの質の向上のための体制の確保ウ協力医療機関との連携体制の構築「令和9年3月31日までの経過措置あり。】工新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(4)多機能系サービス・居住系サービス共通ア利用者の安全並びに介護サービス共通ア利用者の安全並びに介護サービス共通ア利用者の安全並びに介護サービス共通ア「書面掲示」規制の見直しイ管理者の兼務範囲の明確化ウ身体的拘束等の適正化の推進(ア)身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)の義務付け(多機能系サービス)【令和7年3月31日までの経過措置あり。】(イ)当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービス、) |
|---|---|---|
| 3 | 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 | ※ただし、(5) アは令和7年4月1日施行。 (1) 公正中立性の確保のための取組の見直し (2)「書面掲示」規制の見直し (3) 管理者の兼務範囲の明確化 (4) 身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ※ただし、(2) は令和7年4月1日施行。 |
| 4 | 高い 高い で で で で で で の で で の で で の の で の の の の の の が の の が の の が の の が の の が の の が の の が の の の の の の の の の の の の の | (1)介護予防訪問リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の 入手及び把握の義務化 イ 介護予防訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定 (2)介護予防居宅療養管理指導 ア 高齢者虐待防止のための取組義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 イ 感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練の実施等の義務付けの経過措置期間の延長【令和9年3月31日まで】 (3)介護予防通所リハビリテーション ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の |

入手及び把握の義務化 イ みなし指定を受けた介護予防通所リハビリテーション事業 所の人員配置基準の緩和 (4) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護 ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (5)介護予防福祉用具貸与·特定介護予防福祉用具販売 ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び 提案 イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化 ウ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の 検討 エ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認 オ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス (6) 介護予防特定施設入居者生活介護 ア 口腔衛生管理の強化【令和9年3月31日までの経過措置あ り。】 イ 協力医療機関との連携体制の構築 ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (7) 短期入所系サービス・居住系サービス共通 ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け 【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (8) 全サービス共通 「書面掲示」規制の見直し イ 管理者の兼務範囲の明確化 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針 の整備、研修の実施)の義務付け(短期入所系サービス)【令 和7年3月31日までの経過措置あり。】 (イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな らない。(訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、 特定福祉用具販売) ※(1)、(3)、(8) イのうち指定介護予防訪問看護に係る改正規定並 びに(8)ウ(イ)のうち指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リ ハビリテーション、指定介護予防居宅療養管理指導及び指定介護予防通 所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日施行、(8)ア は令和7年4月1日施行。 (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ア 協力医療機関との連携体制の構築 イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 富山市指定地域密 (2) 多機能系サービス・居住系サービス 着型介護予防サー ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 ビスの事業の人員、 軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和 設備及び運営並び 9年3月31日までの経過措置あり。】 に指定地域密着型 (3) 全サービス共通 5 介護予防サービス 「書面掲示」規制の見直し T に係る介護予防の イ 管理者の兼務範囲の明確化 ための効果的な支 ウ 身体的拘束等の適正化の推進 援の方法に関する (ア) 身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の 基準等を定める条 整備、研修の実施)の義務付け(多機能系サービス)【令和7 例

年3月31日までの経過措置あり。】

(イ) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束<u>等を行ってはならな</u>

| | |), (4HH7)1 10- 1777)1 10: 1777) 10: 1 |
|----|---|--|
| | | い。(訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービス) ※(3)アは令和7年4月1日施行。 |
| 6 | 富防人に援防なする 高防人に援防なする 非等び介係めの支 を が が が が が が が が が が が が が が が が が が | (1)介護予防支援の円滑な実施のための改正 ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準の見直し イ 市長に対する情報提供の義務付け (2)「書面掲示」規制の見直し (3)身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ※(2)は令和7年4月1日施行。 |
| 7 | 富山市特別養護老 人ホームの設備及 び運営に関する基 準を定める条例 | (1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け (2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (3) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経 過措置あり。】 (4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年 3月31日までの経過措置あり。】 |
| 8 | 富山市指定介護老 人福祉施設の人員、 設備及び運営に関 する基準等を定め る条例 | (1)緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け(2)ユニットケアの質の向上のための体制の確保(3)協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】(4)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(5)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】(6)書面掲示規制の見直し淡(6)は令和7年4月1日施行。 |
| 9 | 富山市介護老人保 健施設の人員、施設 及び設備並びに運 営に関する基準を 定める条例 | (1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (2) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3月31日までの経過措置あり。】 (5) 「書面掲示」規制の見直し ※(5) は令和7年4月1日施行。 |
| 10 | 富山市介護医療院 の人員、施設及び設 備並びに運営に関 する基準を定める 条例 | (1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 (2) 協力医療機関との連携体制の構築【令和9年3月31日までの経 過措置あり。】 (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け【令和9年3 月31日までの経過措置あり。】 (5) 「書面掲示」規制の見直し ※(5) は令和7年4月1日施行。 |

(2)加算の届出について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出について

4月の報酬算定に係る届出の提出期限は、通常、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっておりますが、すべて4月10日 (水) まで (※必着) とします(富山県と同対応)。

【富山市HP】: HOME>健康・福祉>介護保険>介護保険に関するお知らせ>介護保険 課からのご案内>令和6年度介護保険制度改正についてのお知らせ(事業所向け情報)

【参考:通常の届出に係る取扱い】

| | 通常の届け出に係る加算等の | |
|-------------------------|-----------------|--|
| サービス種類 | 算定の開始時期 | |
| 訪問通所サービス/福祉用具貸与/居宅介護支援 | ①毎月15日以前に届出 | |
| /介護予防支援/定期巡回・随時対応サービス/夜 | →翌月から算定 | |
| 間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/認知症 | ②毎月16日以後に届出 | |
| 対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護 | →翌々月から算定 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | | |
| 短期入所サービス/特定施設入居者生活介護/認 | 届出が受理された日の翌月から算 | |
| 知症対応型共同生活介護/地域密着型介護老人 | 定(月の初日の場合はその月から | |
| 福祉施設/介護保険施設 | 算定) | |

(3) 第9期介護保険事業計画(施設整備計画)について

第9期介護保険事業計画に基づき、以下のとおり第9期期間における整備目標数を 定め、公募方式により令和6年度に事業者を選定する予定にしております。

【第9期介護保険事業計画における整備の目標値】

| | 施設区分 | 第8期選定分まで (A) | 第9期整備数(B) 令和6~8年度 | 令和8年度末 (A+B) | | | |
|-----------|------------------|-----------------|----------------------|-----------------|--|--|--|
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 6事業所 | 2事業所 | 8事業所 | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | 25事業所 (252人) | | 25事業所 (252人) | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 29事業所 (748人) | 1事業所 (29人) | 30事業所 (777人) | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 49事業所 (696床) | 2事業所 (36床) | 51事業所 (732床) | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 | 15事業所 (374床) | _ | 15事業所 (374床) | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 5事業所 (141人) | 3事業所 (87人) | 8事業所 (228人) | | | |
| | 特定施設入居者生活介護 | 206床 | 40床程度 | 246床程度 | | | |

(4)総合事業に係る介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスについて 総合事業の単価

総合事業の単価は、国が定める額を基準に、市町村が定めるものとされております。 国では、総合事業の単価を令和6年4月から改正することとしており、富山市に

おいても令和6年4月から介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービス・介護予防ケアマネジメントの単価について、国の改正内容を踏まえた改正を行う予定にしております。

【担 当】

(1)~(6)の内容について 介護保険課管理係 TEL 443-2041 介護保険課給付係

TEL 443-2193